

振動工具取扱い作業従事者教育ご案内

青森労働局長登録教習機関
建設業労働災害防止協会 青森県支部
(略称：建災防)

1. 目的

振動工具の取扱い操作時間については、これまで振動の大きさに関係なく操作時間を一律1日、2時間以内としていました。

しかし、近年は国際基準等で振動レベルに応じた作業時間が示されていることと低振動の機械が開発されていることなどから、厚生労働省では平成21年7月10日付「チェンソー以外の振動工具の取扱い業務に係わる振動障害予防対策指針」を示し、振動の少ない振動工具の選定、作業時間の管理、安全衛生教育等の対策を講ずるよう求めております。

このことから、事業者が行う労働安全衛生法に基づく雇入れ時の教育や作業内容変更時の教育などの安全衛生教育に振動障害のための対策を盛り込む必要があります。よって、当支部では、事業者に代わって受講を希望する者を対象に本教育を実施いたしますので、この機会を逃さず有資格者の充足を図られますようご案内いたします。

※上記教育の修了証を既に取得されているのに再び受講される方がおりますので、今一度、受講の有無についての確認をした上で、お申込み下さいますようお願いいたします。

2. 受講対象者

- ・ 満18歳以上で、振動工具（チェンソー以外）を取扱う作業に従事する者。

3. カリキュラム

- ① 振動工具に関する知識（1時間）
- ② 振動障害及びその予防に関する知識（2.5時間）
- ③ 関係法令等（30分）
- ④ 演習（30分）

4. 申込方法等

- (1) 受講申込書（所定の申込書に必要事項を記入の上、捺印のこと。）
- (2) 写真1枚（胸上タテ3.6cm×ヨコ2.4cm、1年以内に撮影し無帽・無背景のもの。）

- (3) 受講料（前納制です。当支部の窓口か、又は現金書留にて納付すること。）
- (4) 1回あたりの受講定員は50名程度とし、講習開始の7日前までにお申込み下さい。また、締切日以前であっても定員に達した場合は、受付を締切りますのでご了承下さい。
- ※受講定員に満たない場合は、受講を延期又は中止することもありますのでご理解下さい。

5. 受講料

	教育時間	計	内 訳	
			受講料 (税込)	テキスト代 (税込)
会 員	4.5 時間	5,980 円	5,000 円	980 円
非会員		7,230 円	6,000 円	1,230 円

6. 開催日時及び会場

日 時：平成30年12月18日（火） 午前11時～
 会 場：青森県観光物産館アスパム 8階「しらかみ」

7. 修了証

本教育を修了された方には、「振動工具取扱い作業従事者教育修了証」を即日交付いたします。

8. その他

- (1) 電話による申込み予約等を行っていませんのでご容赦下さい。
- (2) 開講1週間前の取消し又は欠席した場合は、受講料等はお返しいたしません。
- (3) 受講申込書は、支部及び各地区の分会又は当支部ホームページにて入手できます。 建災防 青森県支部 (<http://www.aokenkyo.or.jp/kensaibou/>)
- (4) 開催の日時及び会場については、お間違いのないようご注意下さい。
- (5) 受講当日は、時間厳守といたします。
 ※業務規程により受講時間が定められていますので、遅刻・途中退席された方や講義中での居眠り・携帯電話の操作等は講義の妨げとなることから、受講若しくは修了証を交付できない場合もあり得るので予めご承知下さい。
- (6) アスパム駐車場をご利用の際は、駐車料金半額券を当日お渡しします。

9. お問い合わせ・申込み先

◆建設業労働災害防止協会 青森県支部

〒030-0803 青森市安方二丁目9-13

青森県建設会館1F

TEL 017-773-6200

FAX 017-773-6201

